

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月1日

【会社名】 サノフィ  
( Sanofi )

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者  
ポール・ハドソン  
( Paul Hudson, Chief Executive Officer )

【本店の所在の場所】 フランス、パリ、75008  
リュ・ラ・ボエシ54  
( 54, rue La Boétie, 75008 Paris, France )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 岡 知 敬

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 森 本 真 美  
弁護士 小 坂 惇

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 8,600,400ユーロ(見込値)(注1)  
(約1,000.05百万円)(注2)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) この数値は、暫定的にパリ証券取引所における本株式の2020年5月13日の初値(89.59ユーロ)を用いて、Action2020に基づき日本における適格社員に対して付与可能な本株式の最大数の見込値に基づき計算されている。

(注2) 別段の記載がある場合を除き、2020年5月13日現在の欧州中央銀行の為替参照レート(1ユーロ=116.28円)に従って円表示に換算されたものが併記されている。

(注1) 本書において、文脈上要求される場合および別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「当社」	サノフィ
「当グループ」	サノフィおよびその連結子会社
「普通株式」	サノフィの額面2.00ユーロの普通株式
「パリ証券取引所」	ユーロネクスト

(注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」とは、欧州経済通貨同盟により1999年1月1日付で採択された通貨を意味する。別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上、ユーロから日本円への換算は、2020年5月13日現在の欧州中央銀行の為替参照レートである1ユーロ = 116.28円により計算されている。

(注3) 本書中の表において数値が四捨五入されている場合、合計の値はそれらの数値の総和と必ずしも一致しない。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月28日付をもって提出した有価証券届出書について、2020年6月1日に外国会社臨時報告書を提出しましたので、関連事項を本訂正届出書により下記のとおり訂正するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 第三部 参照情報
- 第1 参照書類
- 第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

### 第三部 【参照情報】

<訂正前>

#### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

##### 1 【外国会社報告書及びその補足書類】

（ 事業年度 自 2019年1月1日 2020年4月27日  
（2019年度） 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出。）

##### 2 【外国会社臨時報告書】

1の外国会社報告書およびその補足書類提出後、本有価証券届出書提出日（2020年5月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および第15項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく外国会社臨時報告書を2020年5月28日に関東財務局長に提出。

（注）なお、2020年6月3日に本2の外国会社臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出される。

#### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該外国会社報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該外国会社報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

<訂正後>

#### 第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

## 1 【外国会社報告書及びその補足書類】

（ 事業年度 自 2019年1月1日 2020年4月27日  
（2019年度） 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出。）

## 2 【外国会社臨時報告書】

1の外国会社報告書およびその補足書類提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2020年6月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および第15項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく外国会社臨時報告書を2020年5月28日に関東財務局長に提出。

（注）2020年6月3日に本2の外国会社臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出される。

## 3 【外国会社臨時報告書】

1の外国会社報告書およびその補足書類提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2020年6月1日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および第15項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第19号の規定に基づく外国会社臨時報告書を2020年6月1日に関東財務局長に提出。

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該外国会社報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該外国会社報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。